

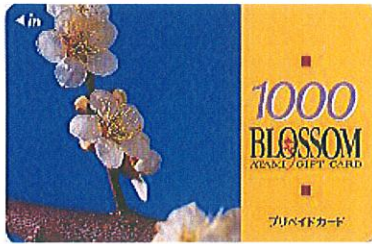
令和2年7月1日

# プリペイドカードの未利用金 について払戻しを行います！！

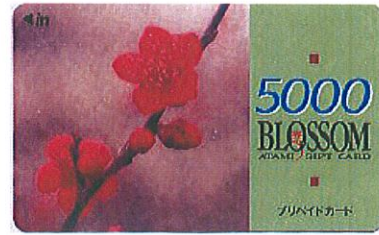
「資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ」

「払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称：協同組合あたみシール」

## 対象となるプリペイドカード



ブロッサム1000



ブロッサム5000

**払戻し期間：令和2年7月1日(水)から  
令和2年9月30日(水)まで**

### 【未利用金残高の払戻しについて】

利用期限後に未利用金があるプリペイドカードをお持ちの方は、「資金決済に関する法律」により、下記のとおり未利用金残高の払戻しを行いますので、払戻し期間内にお申出ください。

## 取扱いは下記事務局まで

払戻しの方法：

【直接持込】 当組合事務局設置の払戻し申請書に、住所、氏名、電話番号、払戻し金額をご記入頂き、対象となるブロッサムカードとともにご提出下さい。原則として、即日現金による払戻しを行います(印鑑をご持参ください)。

【郵送】 現金書留郵便または銀行振込により未利用金残高の払戻しを希望される場合は、所定の郵便料金または振込手数料がかかります。

**上記の払戻し期間内にお申出がない場合は払戻し手続きから除斥されますので、ご注意願います。**

### 【問い合わせ先】

協同組合あたみシール事務局 (担当:若林・高橋)  
〒413-0013 熱海市銀座町10-19 A.L.S.ビル 3階  
TEL:0557-81-1023 (土日祝日を除く10時から15時まで)